

はしがき

いまからちょうど70年前の1945年8月14日、日本は、無条件降伏を求めるポツダム宣言を受諾することを連合国に伝え、第二次世界大戦は終戦を迎えました。その宣言の第10項には、次のように記されていました。

「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」

この国際公約に応えるべく、日本国憲法は1946年11月3日に制定され、翌年5月3日に公布されました。民主主義と基本的人権の保障を定める憲法とともに、日本国は1951年9月のサンフランシスコ講和会議を経て国際社会に復帰し、そして現在の日本社会があります。このことから、基本的人権が国際的・普遍的なものであるとともに、私たちから切っても切り離すことができないものであることが、分かるでしょう。

時が経って、2007年に成立した憲法改正手続法は、18歳以上の日本国民に、憲法改正国民投票の投票権を認めました。さらに今年（2015年）の6月には公職選挙法等が改正され、国政および地方政治に関する選挙権・投票権の年齢も、これまでの20歳から18歳に引き下げられました。ネット上での選挙運動も18歳以上の者であれば、自由に行えるようになります（これらの法改正が効力を持つのは、2017年6月からです。念のため）。それ以外の様々な自由が制限されなくなる「成人」の基準を、18歳にする検討も進められています。ひとりの自立した個人として、基本的人権を行使し民主主義を担う、その能力と責任が、まさに「18歳」に期待されているのです。この本は、そのような読者のみなさんとともに、基本的人権について考えるためのテキストです。

私たち執筆者が示す人権のイメージは、18歳のみなさんがこれまで習ってきたような「人権はつねに道徳的に正しく、美しいものだ」という理想的なイメージとも、「人権は1人ひとりの勝手気ままを許すもので、社会の協調を壊すものだ」という人権を批判する立場が前提しているイメージとも、異なっています。

人権が人類の歴史の経験と反省に根ざしていること。人権の内容は多種多様であること。現代でも様々な人権問題があり、科学や社会の進展、私たちの意識の変化によって、新たな人権問題が生じていること。人権は弱者が独占的に主張するものではなく、強者にも資する場合があること。人権の主張と公益の主張をどのように調整するのか。それを誰がどのような手続きで判断するのか……お行儀良く神棚に祭り上げられた「人権」ではなく、時には悪戦苦闘する、私たちとともに生きている等身大の人権の姿を、この本では描こうとしています。

私たち執筆者は大学で憲法を教えています。その私たちの間でも、原則的な見方や、具体的な問題に対する結論について、見方が異なることがあります。この本の各章は、打ち合わせやメールで簡単な調整をした上で、それぞれの章を分担する執筆者が、自らの責任で執筆しました。その方が、この本が全体として読者のみなさんに、生きている人権の多様な姿をより良く示すことができるだろう、と考えたからです。なかには少し発展的な箇所もありますが、各章をお互いに読み比べながら、自分自身の問題として人権問題を受け止め、自分の考えを持ってもらいたい、と願っています。

本書の刊行については、法律文化社の梶原有美子さんに大変お世話になりました。読者の視線を保ちながら、鋭く疑問点や曖昧な点を指摘してくださったおかげで、この本はずっと魅力的なものになったと感じています。執筆者を代表して、この場を借りて御礼申し上げます。

2015年8月

執筆者を代表して 宍戸常寿